

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	在留許可手数料の額の引上げに賛成する。	政令案への賛成の御意見として承ります。
2	在留許可手数料の額の引上げに反対する。	今回の在留許可手数料の額の引上げは、増大が見込まれる審査に要する実費のほか、増加する外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図るために必要な財源を確保するために行うものであり、御理解をいただきたいと思います。
3	在留外国人の増加や、日本人労働者の雇用機会の喪失を抑止するために、在留許可手数料の額をより高くするべきでないか。	御指摘のような目的で、在留許可手数料の額を引き上げるものではありません。
4	在留許可手数料の額を大幅に引き上げることは、外国人との共生社会の実現に反するのではないか。	今回の在留許可手数料の額の引上げは、増大が見込まれる審査に要する実費のほか、増加する外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図るために必要な財源を確保するために行うものですが、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を充実させることが、外国人との共生社会の実現に寄与すると考えています。
5	在留許可手数料の額の引上げは、外国人労働者の受入れ拡大の方針と矛盾するのではないか。	今回の在留許可手数料の額の引上げは、増大が見込まれる審査に要する実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図るために必要な財源を確保するために行うものであり、御指摘の「外国人労働者の受入れ拡大の方針」と矛盾するものであるとは考えていません。
6	在留許可手数料の額の引上げは、日本の印象を悪くすることから、在留許可手数料の額の引上げに反対する。	今回の在留許可手数料の額の引上げは、増大が見込まれる審査に要する実費のほか、増加する外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図るために必要な財源を確保するために行うものですが、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を充実させることが、我が国の評価を高めるものとなると考えています。
7	令和7年4月に在留許可手数料の額を引き上げているのであるから、再度の引上げに反対する。	令和7年4月の時点では、その当時における物価の状況や在留審査手続に要する実費等を勘案して在留許可手数料の額を引き上げましたが、当時の入管法では、在留許可手数料の額の上限額が1万円とされていたことから、その範囲内で引上げを実施しました。他方で、在留外国人数の増加に伴い、審査に要する人件費や物件費といった実費の更なる増大が見込まれ、また、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図る必要があり、そのための経費の増大も見込まれたことから、その財源を確保するために、入管法を改正し、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可に係る手数料の額の上限額を10万円、永住許可に係る手数料の額の上限額を30万円に引き上げました。そして、政令案による在留許可手数料の額の引上げは、改正後の上限額の範囲内で、必要な財源を確保するために行うものであり、御理解をいただきたいと思います。
8	在留許可手数料の大幅な引上げは、申請件数の減少を招き、政府が期待する財源確保という政策目的を達成できなくなるのではないか。	在留許可手数料の額の引上げについては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「強い経済」を実現する総合経済対策」、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において政府方針として公表されています。出入国在留管理庁としては、これらの政府方針を踏まえ、必要な検討を行った上で、具体的な在留許可手数料の額を定めたものです。その上で、在留許可手数料の額は、増大が見込まれる審査に要する実費のほか、在留許可に伴う応益的要素・政策的要素を適切な範囲で勘案することにより、改正後の上限額の範囲内で、法律上の要素を勘案して政令で定めるものであることから、不当に高額なものではないと考えています。
9	在留許可手数料の額は、日本の外国人政策を支える手段であり、中長期的な国家戦略との整合性を十分に考慮して設定されるべきである。	今回の在留許可手数料の額の引上げは、増大が見込まれる審査に要する実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図るため、必要な財源の確保を目的として行うものです。
10	在留許可手数料の額は、基本は実費のみを勘案して算定するべきで、応益的要素や政策的要素を加味して算定することは不合理ではないか。	入管法上の在留許可処分は、我が国に自由に入国・在留する権利を有するものではない外国人に対し、我が国に在留して一定の活動を行うことができる法的地位を創設するものであり、在留許可手数料は、このような許可処分に対する対価としての性格を有することから、在留許可手数料については、審査に要する実費以外にも、許可を受けることに関する応益的要素及び政策的要素を勘案して算定することができると考えています。
11	外国人の出入国及び在留の公正な管理に係る施策は、広く日本社会が利益を受けるものであって、これらの実施に必要な費用全てを在留外国人に負担させ、在留外国人が納付する在留許可手数料のみで賄うとするのは相当ではないのではないか。	改正入管法では、在留許可手数料の額を定めるに当たっては、実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額及び諸外国における同種の手数料の額を勘案することを規定しています。「外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額」は、在留外国人を直接の対象とする施策に要する費用の額であって、在留許可手数料として在留外国人に負担を求めることが相当なものに限っており、その限度で在留外国人に在留許可手数料として納付を求めることは相当であると考えています。

12	在留外国人には様々な事情の方がいるのであるから、在留外国人を一括りにして、一律に外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用について負担を求めるのは適切ではないのではないか。日本国籍を有していないという理由だけで自身と無関係な施策のための費用を在留許可手数料という名目で納付を求めることは、平等原則を定めた憲法第14条や自由権規約第26条に反するのではないか。	外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策による受益の程度は、個々の外国人によって異なり得るものの、当該施策自体は外国人の出入国及び在留の公正な管理を図るためのものであって、その利益は広く我が国に在留する外国人が享受することとなることから、御指摘は当たらないと考えています。
13	外国人の受入環境整備に係る施策の充実化については、外国人も納付する税金もその財源とされていると考えられるところ、これに加えて、応益的要素を勘案して定めた在留許可手数料を更に納付しなければならないとすると、外国人に二重の負担を課することとなることから、在留許可手数料の額の算定に当たり、そのような施策に要する経費を勘案するべきではないのではないかと。	在留許可手数料の額を定めるに当たって勘案する外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用については、適切な受益者負担の観点から、在留外国人にも相応の負担を求めることが相当であると考えており、御指摘は当たらないと考えています。
14	正規在留者が納付する在留許可手数料の額を定めるに当たり、不法滞在対策の費用を勘案するのは適切ではないのではないかと。	我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることは、出入国在留管理行政の中核をなす業務であり、これらに要する費用については、「外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用」に含まれ、我が国に在留する外国人に適切な負担を求めることが相当であると考えています。
15	在留許可手数料の額の算定における「外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額」は572億円程度とのことであるが、この額は低すぎるのではないかと。	出入国在留管理庁が実施する施策の費用として377億円程度、関係省庁等が実施する外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に盛り込まれた取組等を実施する費用として195億円程度と適切に試算したものであり、必ずしも安すぎるものではないと考えています。
16	外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額について、年間の総額が572億円程度とのことであるが、その具体的な内訳が明らかではなく、算定根拠として不十分なのではないかと。	出入国在留管理庁が実施する施策の費用として377億円程度、関係省庁等が実施する外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に盛り込まれた取組等を実施する費用として195億円程度と試算しています。
17	許可される在留期間に応じて在留許可手数料の額を区別することに賛成である。	政令案への御賛成の意見として承ります。
18	現行法上、在留許可手数料の額は、在留期間の長短にかかわらず、一定の額として定められているが、入管法の改正に当たって、在留期間に応じて、在留許可手数料の額を定めるべきではないのではないかと。	改正入管法では、在留許可手数料の額を定めるに当たっては、実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案することを規定していますが、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策による受益の程度は、在留資格の変更又は在留期間の更新の許可に係る在留期間に応じて異なると考えられることから、在留許可手数料の額は、在留期間に応じて定めることが相当であると考えています。
19	在留期間の長短と在留状況の良好さを結びつける在留許可手数料の算定根拠は、実態と乖離しているのではないかと。	在留期間を決定する場合に考慮される事項は各在留資格によって異なりますが、一般的には、入管法上の届出の履行状況、公租公課の納付状況等に基づき判断されることとなります。そして、入管法上の届出義務の履行状況、義務教育期間の子を有する場合の子の通学状況、所属機関の事業状況(就労資格)、主たる生計維持者の納税義務の履行状況(居住資格)が良好な場合には、より長期の在留期間が許可されることとなります。したがって、原則として、より長期の在留期間が決定される場合は、在留状況が良好である場合であると考えていることができます。
20	制度の透明性及び利用者のわかりやすさの観点から、許可期間の区分を「3か月以下」、「3か月超1年以下」、「1年超3年以下」、「3年超5年以下」、「5年超」の5つとすることを検討してほしい。	在留許可手数料の額は、改正入管法第67条第2項の規定に基づき、審査に要する実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額及び諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めています。審査に要する実費については、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可については1万円程度、永住許可については2万円程度と算出し、また、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用については、外国人1人当たり年間2万円程度と算出した上で、在留期間1年を基準としました。これらの積算を踏まえつつ、在留期間に応じて、在留状況の良好性等を考慮した優遇措置として一定の減額をするとともに、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可を受ける外国人間の公平性等を考慮して、許可期間の区分を設けたものです。

21	在留期間と在留許可手数料の対応関係が不明瞭であり、公平性に欠けるため、在留期間に応じた日単位、週単位あるいは月単位での金額設定を検討すべきではないか。	在留許可を受けた外国人がその許可により受けることとなる応益の程度は、許可に係る在留期間によって異なることから、在留許可手数料の額は在留期間に応じて定めることとしています。一方で、在留許可手数料の額を定めるに当たっては、その許可に伴う応益的要素として、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額を勘案することとしています。そして、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額は、これらの施策に関する予算の額を参考として算定することとなりますが、これらの施策は年度を通じて実施されるものが多く、日単位、週単位あるいは月単位で応益的要素に係る金額を算出することが困難であることから、これらの単位で、在留許可手数料の額を区分することとはしていません。
22	在留資格「短期滞在」で90日の在留期間が決定されると、場合によっては、「3月を超え」るため、窓口申請の場合の在留許可手数料が1万8000円となるが、3月以下の場合もあり、不均衡ではないか。	御指摘の点を踏まえ、許可を受ける外国人に必要以上の負担を強いることがないよう、適切に運用を検討してまいります。
23	在留資格に応じて在留許可手数料の額を定めるべきではないか。	改正入管法では、在留許可手数料の額を定めるに当たっては、実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案することを規定していますが、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策による受益の程度は、在留資格に応じて異なるものではないと考えられることから、在留許可手数料の額を在留資格に応じて定めることとはしていません。
24	在留許可手数料の額は、外国人の負担能力に応じて定めるべきではないか。	改正入管法では、在留許可手数料の額を定めるに当たっては、実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案することを規定していますが、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策による受益の程度は、外国人の資力等を含めた負担能力の程度で異なるものではないと考えられることから、在留許可手数料の額を許可を受ける外国人の資力等を含む負担能力に応じて定めることは相当ではないと考えています。
25	応益的要素に係る額を算定する上で考慮されている各種の施策の実施に必要な経費について、今後、増減が見込まれるが、今後、各種施策に係る予算額に変動が生じた場合には、その都度、在留許可手数料の額を見直すべきではないか。	在留許可手数料の額は、改正入管法第67条第2項に規定された額を勘案して定めることとしていますが、各種施策に係る予算額は、この額を算定するために参照するものとどまり、各種施策に係る予算額に変動が生じたとしても、必ずしも、その都度、在留許可手数料の額を見直す必要があるものとは考えていません。その上で、政令で定めた在留許可手数料の額を見直すかどうかは、改正入管法第67条第2項に規定された額を勘案しながら、適時適切に検討するべきであると考えられます。そのため、見直しの頻度について一概にお答えすることは困難ですが、在留許可手数料の額が適正なものとなるよう、適切に判断してまいります。
26	在留許可手数料について、インフレを考慮し、毎年見直す仕組みを導入すべきではないか。	在留許可手数料の額は、改正入管法第67条第2項に規定された額を勘案して定めることとしていますが、各種施策に係る予算額は、この額を算定するために参照するものとどまり、各種施策に係る予算額に変動が生じたとしても、必ずしも、その都度、在留許可手数料の額を見直す必要があるものとは考えていません。その上で、政令で定めた在留許可手数料の額を見直すかどうかは、改正入管法第67条第2項に規定された額を勘案しながら、適時適切に検討するべきであると考えられます。そのため、見直しの適切な頻度について一概にお答えすることは困難ですが、在留許可手数料の額が適正なものとなるよう、適切に判断してまいります。
27	「諸外国における同種の手数料の額」を勘案するに当たっては、手数料の額だけではなく、諸外国における物価のほか、手数料の額を決定する際の算定根拠や歳入の使途などの手数料の在り方も含めて勘案すべきではないか。	「諸外国における同種の手数料の額」は、実費及び外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額を勘案したる在留許可手数料の額が、諸外国の水準と比較して不当に高くないか、あるいは不当に安くないかを検討する際の指標として、政策的に勘案するものですが、その判断に必要な範囲で、具体的な算定根拠等についても調査し、適切に在留許可手数料の額を算定しています。
28	改正後の在留許可手数料の額は「諸外国における同種の手数料の額」を勘案しているが、韓国、ドイツ、イタリア、フランスといった諸外国の一般的な滞在許可費用と比較すると高額であるため、政令案の在留許可手数料の額は相当ではないのではないかと。	「諸外国における同種の手数料の額」は、実費及び外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額を勘案したる在留許可手数料の額が、諸外国の水準と比較して不当に高くないか、あるいは不当に安くないかを検討する際の指標として、政策的に勘案するものですが、政令案における在留許可手数料の額は、そのような観点から、諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めたものとなっています。
29	「諸外国における同種の手数料の額」を勘案するに当たって、米国、英国、カナダ、フランス、イタリア、ドイツ、韓国以外の国も対象とするべきではないか。	「諸外国における同種の手数料の額」として比較する国や地域は、我が国と政治体制や経済規模等が共通し、あるいは近似する国や地域のほか、外国人による就労先や留学先等として我が国と競合する可能性のある国や地域とすることが相当であると考えており、具体的には、米国、英国、カナダ、フランス、イタリア、ドイツ、韓国を対象としています。
30	政令案で示された在留許可手数料の額は、高すぎるのではないかと。	改正入管法では、在留許可手数料の額が無限定なものとならないよう、その額を定めるに当たっては、審査に要する実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案することを規定しています。そして、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額については、在留期間に応じた適切な額を勘案することとしています。このように、政令案における在留許可手数料の額は、在留許可を受ける外国人において負担することが相当と考えられる額であり、高すぎるものではないと考えています。

31	政令案で示された在留許可手数料の額は、安すぎるのではないか。	改正入管法では、在留許可手数料の額が無限定なものとならないよう、その額を定めるに当たっては、審査に要する実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案することを規定しています。そして、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額については、在留期間に応じた適切な額を勘案することとしています。このように、政令案における在留許可手数料の額は、在留許可を受ける外国人において負担することが相当と考えられる額であり、安すぎるものではないと考えています。
32	在留許可手数料の額は、直ちに法律上の上限額まで引き上げるべきではないか。	改正入管法における在留許可手数料の額の上限額は、改正入管法の提出時における合理的な仮定等に基づいて、審査に要する実費、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額、諸外国の同種の手数料の額、今後の物価上昇等にも弾力的に対応できるようにすることを総合的に勘案して定めたものです。その上で、審査に要する実費については、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可について1万円程度、永住許可について2万円程度と試算しています。また、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額については、外国人1人当たり年間2万円程度と試算しています。そして、これらの試算を踏まえつつ、諸外国の同種の手数料の額等を勘案し、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可については、許可される在留期間が3月以下の場合は1万円、許可される在留期間が5年の場合は7万円、永住許可については、20万円と見込んでいたことから、これらの額と今後の物価上昇の可能性等を総合的に勘案して、改正入管法における在留許可手数料の額の上限額を定めました。
33	在留期間の更新の許可に係る手数料の額は、在留資格の変更の許可に係る手数料の額よりも、安くすべきではないか。	在留許可手数料の額を定めるに当たっては、審査に要する実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案していますが、在留期間の更新の許可に係る手数料と在留資格の変更の許可に係る手数料の額の算定において、審査に要する実費や外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額に、ほぼ差は生じなかったことから、これらの手数料の額は、同額としています。
34	永住許可に係る手数料の額は、永住許可を受けた者が日本で一生生活することを前提として設定されるべきではないか。	在留許可手数料の額は、審査に要する実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額及び諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めることとしています。その上で、審査に要する実費については、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可について1万円程度、永住許可について2万円程度と試算し、また、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額については、外国人1人当たり年間2万円程度と試算しています。そして、これらの試算を踏まえつつ、在留期間に応じて、在留状況の良好性等を考慮した優遇措置として一定の減額をするとともに、諸外国における同種の手数料の額を勘案し、在留許可手数料の額を定めました。また、永住許可を受けた者が、その後日本に在留する期間は長短がありますが、永住許可に係る手数料については、永住許可後の在留年数の平均を踏まえた受益の程度等を勘案し、20万円と定めました。
35	永住審査については、慎重かつ時間をかけた審査が必要であり、それに伴う十分な手数料を徴収すべきである。	在留許可手数料の額は、審査に要する実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額及び諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めることとしています。このうち、審査に要する実費については、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可について1万円程度、永住許可について2万円程度と試算しています。そして、実費の算定においては、審査にかかる出入国在留管理庁職員の人件費、審査に活用するシステムの改修・運用経費、事務費等を勘案しています。
36	外国人の管理や厳格な審査に係る行政コストは、日本人の税金で補填されるべきではなく、全て外国人が納付する在留許可手数料によって賄われるべきではないか。	出入国在留管理庁としては、在留許可手数料の額の引上げにより、デジタル技術の活用による出入国在留管理行政のDXの推進を行うこと、難民等の適切かつ迅速な保護・支援を行うこと、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」の強力な推進を行うことなど、出入国在留管理の一層の適正化を図りたいと考えています。また、本年1月23日に決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討すること、情報発信・相談体制を強化することなどの外国人が日本社会に円滑に適応するための取組も進めていきたいと考えています。
37	在留許可手数料による歳入を、日本国民の利益を最優先すべきという観点から、難民保護や生活支援の拡充といった特定の施策に充てることに反対であり、在留外国人の医療費未払い対策や保険料徴収体制の強化等に優先的に充当すべきではないか。	在留許可手数料の収入は一般財源として計上されているという前提ではありますが、出入国在留管理庁としては、デジタル技術の活用による出入国在留管理行政のDXの推進を行うこと、難民等の適切かつ迅速な保護・支援を行うこと、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」の強力な推進を行うことなど、出入国在留管理の一層の適正化を図ってまいりたいと考えています。また、本年1月23日に決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討すること、情報発信・相談体制を強化することなどの外国人が日本社会に円滑に適応するための取組も進めていきたいと考えています。
38	在留許可手数料の額の引上げによる増収分は、出入国在留管理庁の人員倍増に充てられるべきではないか。	出入国在留管理庁としては、在留許可手数料の額の引上げにより、デジタル技術の活用による出入国在留管理行政のDXの推進を行うこと、難民等の適切かつ迅速な保護・支援を行うこと、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」の強力な推進を行うことなど、出入国在留管理の一層の適正化を図りたいと考えています。また、本年1月23日に決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討すること、情報発信・相談体制を強化することなどの外国人が日本社会に円滑に適応するための取組も進めていきたいと考えています。

39	外国人が日本語や日本の制度・ルールを学習するプログラム、情報発信・相談体制の強化への、公費又は手数料収入による支援には反対であり、日本語や日本の制度等への適応責任は外国人本人と受入れ機関にあると考える。	在留許可手数料の収入は一般財源として計上されているという前提ではありますが、出入国在留管理庁としては、デジタル技術の活用による出入国在留管理行政のDXの推進を行うこと、難民等の適切かつ迅速な保護・支援を行うこと、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」の強力な推進を行うことなど、出入国在留管理の一層の適正化を図ってまいりたいと考えています。また、本年1月23日に決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討すること、情報発信・相談体制を強化することなどの外国人が日本社会に円滑に適応するための取組も進めていきたいと考えています。
40	在留許可手数料の額は、国籍や出身国ごとの特定の指標(例:犯罪率等)に基づいて異なる金額を設定すべきではないか。	改正入管法では、在留許可手数料の額を定めるに当たっては、審査に要する実費や、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案することとしていますが、これらの費用等の額は、一般的に御指摘の事情により異なるものではないと考えられることから、御指摘のような事情により、個別の外国人に応じて在留許可手数料の額を異なるものとするとは考えていません。
41	日本語能力、地域社会への貢献度、「日本人の配偶者等」の在留資格で在留する外国人に独立した収入がない場合には、当該外国人の配偶者である日本人が在留許可手数料を負担することとなることなど、在留許可を受ける外国人の個別の事情に応じて、在留許可手数料の額を定めるべきでないか。	改正入管法では、在留許可手数料の額を定めるに当たっては、実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案することを規定しています。外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策による受益の程度は、外国人の個別の事情に応じて異なり得るものの、施策自体は外国人の出入国及び在留の公正な管理を図るためのものであって、その利益は広く我が国に在留する外国人が享受することとなります。他方、外国人一人一人の事情に応じて、在留許可手数料の額を個別に算定することはおよそ現実的ではないことなどから、在留許可手数料の額を、御指摘のような外国人の個別の事情に応じて定めることは相当ではないと考えています。
42	在留許可手数料の額の大幅な引上げは、家族で滞在する外国人や非就労資格で在留する外国人などにとって過度な負担となるのではないか。	「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」に記載のとおり、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可判断に当たっては、その代表的な考慮要素の一つとして、日常生活において公共の負担になっておらず、かつ、その有する資産又は技能等から将来において安定した生活が見込まれるかどうかについて確認していることから、在留資格の変更の許可等を受ける外国人は、通常、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を適切に勘案して定める在留許可手数料を納付することができると考えています。
43	在留許可手数料の額を大幅に引き上げると、世帯人数が多い世帯への負担が著しく増加するが、そのような引上げは行うべきではないのではないか。世帯の負担を考慮し、世帯全体の上限額を設ける必要があるのではないか。	御指摘の世帯で在留する外国人については、世帯全体の資産等を踏まえ、在留資格の変更の許可等の判断を行っています。そして、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」に記載のとおり、在留資格の変更の許可等の判断に当たっては、その代表的な考慮要素の一つとして、当該外国人が日常生活において公共の負担になっておらず、かつ、その有する資産又は技能等から将来において安定した生活が見込まれるかどうかについて確認していること、在留資格の変更の許可等を受ける外国人は、通常、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を適切に勘案して定める在留許可手数料を納付することができると考えています。そのため、御指摘の「世帯全体の上限額」を設ける必要があるとは考えていません。
44	在留許可手数料の額の大幅な引上げにより、在留許可手数料を納付することができず、やむを得ず非正規滞在者となる者が増加するのではないか。こうしたことは、政府が掲げる不法滞在者ゼロプランに逆行するのではないか。	外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を推進するため、在留許可手数料の額を引き上げることとしており、このような各種施策を充実させていくことが不法残留者の発生を防止するために有効であって、在留許可手数料の額の引上げが不法残留者の増加につながるものとは考えていません。
45	一定の年齢に満たない外国人については、在留許可手数料の額を一般の外国人よりも安い額とする、あるいは無料とすべきでないか。	御指摘の一定の年齢に満たない外国人についても、審査に係る実費は発生しているほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策の対象とされていることから、一定の年齢に満たない外国人について、一般の外国人よりも在留許可手数料の額を低くする、あるいは無料とすることは相当でないと考えています。
46	在留期間が1年以下の短い在留期間で在留している外国人は、在留資格の変更又は在留期間の更新の許可を受ける回数が多いが、在留許可手数料の額の大幅な引上げは、過度な負担となるのではないか。	在留資格の変更の許可等を受けることができるかどうか、その際にどの程度の在留期間が決定されるかは、当該外国人の個別の事情等により異なり、必ずしも「在留期間が1年以下の短い在留期間で在留している外国人は、在留資格の変更又は在留期間の更新の許可を受ける回数が多い」とはいえないと考えています。
47	在留許可手数料の額の大幅な引上げは、在留外国人の予見可能性を奪うものであり、信頼の原則に反し、法治国家として許されないのではないか。	在留許可手数料の額の引上げについては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「強い経済」を実現する総合的対応策、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において政府方針として公表されており、出入国在留管理庁としては、これらの政府方針を踏まえ、必要な検討を行った上で、具体的な在留許可手数料の額を定めるものです。
48	在留許可手数料の額は、外国人の負担を考慮し、段階的に引き上げるべきではないか。	在留許可手数料の額は、審査に要する実費のほか、在留許可に対する役務の対価として現に外国人が受ける利益を勘案して算定するものです。また、我が国に在留する外国人は約413万人にまで増加しており、今後も更に増加することが想定されることから、増大する実費に対応し、また、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図るためには、これらに必要な財源を速やかに確保する必要があると考えています。これらを踏まえ、在留許可を受ける外国人には、在留許可手数料の全額の納付を求めることが適切であると考えており、段階的に引き上げることは考えていません。

49	難民認定申請をする際に、手数料を納付しなければならぬとすべきでないか。	真に保護を必要とする者の申請機会に配慮するため、御指摘のような制度をとることは考えておりません。
50	在留許可手数料の引上げは、国際的な難民保護基準に反するのではないか。	難民条約は、難民に対して与える保護措置や難民の権利義務等について規定しており、同条約の国内運用に係る詳細については、各締約国が国内法令で定めることが想定されています。そして、難民認定申請者に在留許可をすることが、我が国に在留する資格を付与するものであることは他の外国人一般と変わりがなく、これまで、「特定活動」の在留資格をもって在留する難民認定申請者について、在留許可手数料の納付を求めるとともに、その額についても適切な見直しを行ってきました。その上で、今回の在留許可手数料の額の引上げも、法律上の上限額の範囲内で、実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案して適切な額を定めたものであって、国際的な難民保護基準に反するものとは考えておりません。
51	難民認定申請者で「特定活動」の在留資格で在留する者については、在留資格の変更又は在留期間の更新の許可を受ける回数が増えることが想定されるが、在留許可手数料の額の大幅な引上げは、過度な負担となるのではないか。	在留許可手数料の額は、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額について、在留期間に応じた適切な額を勘案して定めることとしており、難民認定申請者のように比較的短期間の在留資格が付与される者に係る手数料の額は、現行から大幅に引き上げられるものではなく、また、難民認定申請者のうち生活に困窮する者に対しては、政府決定に基づき、出入国在留管理庁において、生活費、住居費を含む保護費の支給や、緊急宿泊施設の提供といった保護措置を行っており、在留許可手数料の額を引き上げたとしても、難民認定申請者で「特定活動」の在留資格で在留する者に過度な負担が生じることはならないものと考えています。また、難民認定申請については審査の迅速化に努め、在留許可手数料の負担が増大しないようにしたいと考えています。
52	難民認定申請者は、在留許可手数料の減額又は免除の対象とするべきでないか。	難民認定申請者についても、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、人道上の配慮をする必要があるものについては、在留許可手数料の減額の対象者となり得ることとなります。
53	在留許可手数料の額の大幅な引上げは、諸外国との間における人材獲得競争において不利になるのではないか。外国人が我が国を選ばなくなるのではないか。	在留許可手数料の額の引上げにより、必要な財源の確保を図りながら、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図ることとしていますが、こうした施策を実施することは、外国人が就労先や留学先等を決定するに当たって考慮する様々な要素に関し、我が国の評価を高めるものにほかならず、在留許可手数料の額が諸外国における同種の手数料の額と比べて高額になったとしても、そのことのみで諸外国との間における人材獲得競争において不利になるとは考えていません。
54	我が国で企業等に雇用されて就労する外国人に関する在留許可手数料については、その外国人を雇用することにより利益を得ている受入機関が納付しなければならないとすべきではないか。	入管法上の在留許可処分は、我が国に自由に入国・在留する権利を有するものではない外国人に対し、我が国に在留して一定の活動を行うことができる法的地位を創設するものであり、在留許可手数料は、このような許可処分に対する対価としての性格を有するものであることなどからすると、在留許可処分を受ける外国人が納付すべきものであると考えていますが、御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
55	外国人を雇用する企業等の受入機関が在留許可手数料を負担している場合もあるところ、在留許可手数料の額の大幅な引上げは、そのような受入機関に過度な負担となるのではないか。	入管法では、在留許可手数料は、在留資格の変更の許可等を受ける外国人が納付することとされています。その上で、在留許可手数料の額の引上げにより、必要な財源の確保を図りながら、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図ることとしており、これによって、例えば、マイナンバーを活用した情報連携の導入など、DXを推進することにより、在留審査の合理化・迅速化を実現することで、外国人を雇用する企業等においては在留審査に必要な書類の提出等が一部不要となるなど、その負担が軽減されるものと考えています。
56	政令案やガイドライン案で示している在留許可手数料の減額又は免除の対象者が不明確なのではないか。	在留許可手数料の減額の対象者については、政令第25条第2項第1号において規定する「生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者その他の人道上の配慮をする必要があるもの」に該当し得る者について、減額措置に係る運用の明確性及び透明性を担保する観点から現時点で類型化できるものをガイドラインに掲げたものであり、可能な限り明確に記載したのですが、運用開始後においても適切な運用に努めてまいります。また、在留許可手数料の免除の対象者については、政令第25条第2項第2号から第4号において、外交又は公用の在留資格への変更を受ける者など明確に規定しています。
57	改正入管法第67条第3項の「経済的困難その他特別の理由により手数料を減額し、又は免除することが相当である者として政令で定める者」を、なぜ生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮している者であり、かつ、人道上の配慮をする必要があるものとしたのか。	一般的に、経済的事情により在留許可手数料を納付することができない外国人は、在留資格に該当する活動を継続して行うことができないと認められることから、原則として、在留許可を受けることはできないと考えられます。一方で、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から、特に配慮する必要がある外国人もいます。このような外国人について、経済的事情により在留許可手数料を納付することができないことのみをもって在留許可をしないことは相当ではないことから、改正入管法では、在留許可手数料を減額又は免除することができることとしました。このような趣旨を踏まえ、本政令案では、在留許可手数料の減額又は免除の対象者について、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮している者であり、かつ、人道上の配慮をする必要がある者としてしました。

58	外国人について、生活保護に準じた取り扱いすること自体が問題とされている中で、在留許可手数料の減額又は免除の要件として、生活保護法に規定する要保護者に準じた取り扱いを受けているかどうかを要件とすることは相当ではないのではないかと。	外国人に生活保護法の取扱いに準じた保護を行うかどうかということ、在留許可手数料の減額又は免除の対象者の要件をどのように定めるかは必ずしも関係するものではないと考えています。
59	在留許可手数料の減額又は免除の規定を設ける理由は何か。在留許可手数料の減額又は免除の対象者については、安易に拡大すべきではなく、当該外国人の本国政府による保護・支援を受けられない場合など、極めて例外的なものとするべきではないか。	一般的に、経済的事情により在留許可手数料を納付することができない外国人は、在留資格に該当する活動を継続して行うことができないと認められることから、原則として、在留許可を受けることはできないと考えられます。一方で、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から、特に配慮する必要がある外国人もいます。このような外国人について、経済的事情により在留許可手数料を納付することができないことのみをもって在留許可をしないことは相当ではないことから、在留許可手数料の減額等の規定を設けました。在留許可手数料の減額の対象者については、このような趣旨を踏まえ、適切に定めたものです。
60	在留許可手数料の減額又は免除の対象者や減額後の在留許可手数料の額について、その算出根拠が不明確であり、かつ減額後の在留許可手数料の額が低額すぎるのではないかと。	在留許可手数料の額は、審査に要する実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額及び諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めることとしていますが、審査に要する実費については、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可について1万円程度、永住許可について2万円程度と算定し、また、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額については、外国人1人当たり年間2万円程度と算定しています。その上で、改正入管法において在留許可手数料の減額等の規定を設けた趣旨は、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から特に配慮する必要がある者もいるところ、そのような外国人について、経済的事情により所定の手数料を納付することができないことのみをもって、在留許可をしないことは相当ではない場合があることから、こうした場合等に対応するためです。もっとも、人道上の観点から特に配慮が必要な外国人であっても、我が国での在留を希望する以上、実費に相当する額の納付を要しないことは相当ではありません。したがって、実費相当額を下回る額まで在留許可手数料を減額し、あるいはそれを免除することとはしないものです。
61	減額の可否や減額幅に行政裁量がある場合、部分的な減額を行う際の基準、申請時期、必要書類及び減額が認められなかった場合の不服申立ての可否を明らかにすべきである。	在留許可手数料の減額又は免除の規定は、法務大臣が一定の場合に在留許可手数料を減額し、又は免除することができることとするものであって、外国人に対し、一定の場合に在留許可手数料が減額され、又は免除されるという実体法上の権利又は法的利益を与えるものではないものと考えています。そのため、御指摘の「部分的な減額を行う際の基準」について明らかにする必要があるとは考えておりません。なお、減額が認められなかった場合、不服申立てをできることはしておりません。在留許可手数料の減額の手続等については、今後、適切な方法で案内することとしています。
62	在留許可手数料の減額又は免除の申請における不正行為に対する厳格な法執行に関する規定を明確に設けるべきではないか。	在留許可手数料の減額又は免除の要件に該当しないにもかかわらず、偽りその他不正の手段等によって、在留許可手数料が減額又は免除された場合であって、そもそもの在留資格の変更等の申請の内容に偽りがある場合には、個別の事案に応じて、在留許可手数料が減額又は免除された外国人の在留資格を取り消すなど、適切に対応してまいります。
63	在留許可手数料の減額又は免除の対象拡大が受益者負担原則を弱め、その差額が一般財源で補填されることによる国費・地方負担の純増影響や自治体窓口の体制強化費用の見込みを明確に示すべきではないか。	在留許可手数料の収入は、一般財源であり、一般財源がどのような施策に充てられるかは、政府全体で検討されるものと認識しています。その上で、在留許可手数料の減額又は免除の対象者については、改正入管法の趣旨を踏まえ、適切に定めたものです。
64	勤務先の倒産、傷病、被災等のやむを得ない理由により在留許可手数料を納付することができないような経済状況にある外国人については、一般の外国人よりも、在留許可手数料の額を低くし、あるいは無料とする、さらには、在留許可手数料を減額し、又は免除するべきでないか。	在留許可手数料を減額し、又は免除することができるとする趣旨は、現に我が国に在留する外国人の中には、我が国に引き続き在留することができるよう人道上の観点から特に配慮する必要がある者もいるところ、そのような外国人について、経済的事情により所定の手数料を納付することができないことのみをもって、在留許可をしないことは相当ではない場合があることから、こうした場合等に対応するためです。もっとも、在留許可を受ける外国人については、審査に要する実費は発生していることや、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策の対象となっていることに加え、御指摘のような事情は外国人によって様々であることから、一律に、在留許可手数料を減額し、又は免除することは相当ではないと考えています。

65	政令案やガイドライン案で示している対象者以外の外国人についても、在留許可手数料の減額又は免除を認めるべきではないか。	ガイドラインは、在留許可手数料の減額対象者として政令(第25条第2項第1号)に規定されている「生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けているものその他人道上の配慮をする必要があるもの」について、減額措置に係る運用の明確性及び透明性を担保しつつ、外国人の予見可能性を確保するため、減額対象者に該当し得るケースとして想定されるものを列挙したものであり、減額対象となるか否かの判断基準として定めたものではありません。したがって、本ガイドラインに列挙されたもの以外は一切減額対象として認めないということはありませんが、現時点で類型化して対象とすべきものについては掲げているものとおりであり、現時点で想定されない対象者が新たに生じる場合は、個別の事案ごとに判断することとなります。なお、御意見を踏まえ、ガイドラインの2に掲げる「難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者その他の人道上の配慮をする必要があるもの」に該当し得る具体的な類型として、(1)から(11)までに掲げる者のほか、引き続き本邦での在留を認めないことが人道的見地から酷であると認められる事情がある者を追加し、この趣旨を明確化することとしました。
66	現行の運用において、外交又は公用の在留資格への変更の許可を受ける外国人や、公用の在留資格をもって在留する外国人で、在留期間の更新の許可を受ける外国人について、在留許可手数料の納付を求めているのであれば、政令案において、その旨を規定する必要はないのではないか。	「外交」又は「公用」の在留資格で在留することとなる外国人については、国際慣行や国際礼譲等を踏まえ、在留許可手数料を免除していますが、政令案では、その点を明確にする必要があると考えたことから、「外交」又は「公用」の在留資格で在留することとなる外国人に係る在留許可手数料の免除に関する規定を設けることとしたものです。
67	在留許可手数料の額について、在留期間が長くなるほどその増加の割合が低くなるように定めると、出入国在留管理庁が、在留許可手数料による歳入を増加させることを目的として、許可される在留期間を可能な限り短くしようとするのではないか。	許可される在留期間は入管法施行規則別表第2において在留資格ごとに定められており、在留期間を決定する場合に考慮される事項は各在留資格によって異なりますが、御指摘のような目的で在留期間を決定することはありません。
68	外国人が希望する在留期間よりも長い在留期間が決定された場合、外国人が想定していた以上の在留許可手数料の負担が生じることとなり、相当ではないのではないか。	在留資格の変更の許可等に係る在留期間は、入管法施行規則別表第2において在留資格ごとに定められているところ、在留期間は、申請人の在留資格や個別の事情に応じて決定されることとなり、必ずしも「外国人が希望する在留期間」のとおりで決定されるものではありません。なお、より高額な在留許可手数料を徴収することを目的に、必要以上に長い在留期間を決定するような運用はいたしません。
69	在留審査に加え、在留許可手数料の額の引上げや在留許可手数料の減額又は免除に関する業務が生じることにより、出入国在留管理庁の職員の業務が増大し、審査が遅延するなどの悪影響が考えられるため、引上げに反対する。	在留審査の場面においてDXを推進し、審査の合理化を目指すこととしており、これによって、職員の業務の負担を軽減していきたいと考えています。
70	在留審査に要する実費が増大しているとのことであるが、DXの推進によって業務が効率化され、むしろ実費の額は安くなっているのではないか。	令和7年末時点における在留外国人数は過去最高の約413万人を記録しており、今後も、在留外国人数が増加することが見込まれる一方、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、納税状況の情報等の活用を含む在留審査の適正化が求められています。出入国在留管理庁としては、このような状況も踏まえ、在留審査の場面においてもDXを推進し、審査の合理化を目指すこととしており、一定の経費を抑制する効果は見込まれるものの、その一方で、システムの開発経費等も必要であり、在留審査に要する実費が増大することが見込まれています。
71	追加の手数料を納付することで、審査時間が短縮される制度を設けるなどして、申請者にとっての利便性向上を図るべきではないか。	入管法上の在留許可処分は、我が国に自由に在留することができる権利等を保障されていない外国人に対して、我が国に在留して一定の活動を行うことができる法的地位を創設するものであって、在留許可手数料は、このような許可処分に対する対価としての性格を有するものです。したがって、現在のところ、所定の在留許可手数料よりも多く納付することで、当該申請が優先的に処理されるような制度を設けることは考えていません。
72	特定在留カード・特定特別永住者証明書の普及を促進する施策自体には賛成するが、普及促進とあわせて、交付時における本人確認手続及び偽造・変造防止措置を一層強化すべきである。	御指摘の点については、今後の運用の参考とさせていただきます。
73	特定在留カード及び特定特別永住者証明書の普及の促進に反対である。	御意見として承ります。
74	在留許可手数料の納付方法が、収入印紙による方法のみであるため、外国人の事務的な負担が増大するのではないか。	今回、入管法施行規則の改正により、オンライン申請において収入印紙によらない在留許可手数料の納付の方法を定めています。また、収入印紙による在留許可手数料の納付については、外国人の事務的な負担に配慮し、適切な運用を検討してまいります。

75	在留期間に応じて在留許可手数料の額が変動する新制度において、在留許可時に許可期間と正確な手数料の額が事前通知されないことによる決済実務の混乱に関する懸念がある。	在留許可手数料の納付に係る実務については、現在検討中ですが、納付いただくみなさまに混乱を生じさせない適切な運用となるように努めてまいります。
76	在留資格の変更の許可等の申請時にも手数料を納付しなければならないとする制度を設けるべきではないか。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
77	在留許可手数料の納付猶予や分割納付の制度を設けるべきではないか。	在留許可手数料は、在留資格の変更の許可等の処分に対する対価としての性格を有することから、当該処分を受ける際にその全額を納付する必要があると考えています。
78	オンライン申請に対応するためのシステム構築等について費用が発生すると考えられること、申請に際して本人出頭を求めないことにより不正の温床となり得ることなどから、オンライン申請に係る在留許可手数料を低く定めることに反対する。	入管法施行令は、在留許可手数料の額について、オンライン申請の場合は、窓口申請の場合に比べて、500円低い額を定めています。オンライン申請の場合、申請書類を紙で管理する必要がなく、申請時や許可時に窓口での個別の対応が不要であるなど、行政運営の効率化に資するだけでなく、申請者等にとっても、来庁する必要がなく、窓口において長時間待つ必要もないことにより、利便性の向上につながることから、オンライン申請をより一層推進するため、引き続き、在留許可手数料の額に差を設けています。
79	改定後の在留許可手数料の額は、窓口申請の場合の方がオンライン申請の場合よりも高いが、オンライン申請をすることができない場合は、必然的に窓口申請となり、より高い在留許可手数料を負担せざるを得ないこととなるのは不当ではないか。	オンライン申請の場合と窓口申請の場合では、「外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額」が異なり得ることから、両者の場合で在留許可手数料の額を異なるものとしており、窓口申請しかない場合には、窓口申請に対応した在留許可手数料の額の納付を要することとなります。
80	オンライン申請については、在留許可手数料の額を更に引き下げるべきでないか。	審査に要する実費1万円に、在留状況が良好な外国人に対する優遇措置を踏まえた外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額を加えた額を基準額としました。その上で、オンライン申請の場合の在留許可手数料の額については、基準額の約9割となるように割引額を算出し、窓口申請の場合の在留許可手数料の額については、オンライン申請の場合の割引額と同額を加算することとしました。
81	オンライン申請の利便性が改善するまでは、在留許可手数料の額を引き上げるべきではないのではないか、あるいは政令案の額よりもより安い額とするべきではないか。	オンライン申請の利便性の向上についてはこれまでも改善を図っておりますところ、引き続き、必要な改善を実施してまいります。その上で、申請人の利便性の向上や窓口の混雑緩和を図り、また、更なるオンライン申請の促進を図るため、オンライン申請による場合と窓口申請による場合とで、在留許可手数料の額に3000円から10000円の差を設けております。
82	在留許可手数料の額の算定根拠に係る資料について、より詳細なものを公表すべきである。	既に公表している資料のとおり、在留許可手数料の額については、審査に要する実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額及び諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めるものです。審査に要する実費については、在留資格の変更及び在留期間の更新の許可について1万円程度、永住許可について2万円程度と算出し、また、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額については、外国人1人当たり年間2万円程度と算出しました。これらの積算を踏まえつつ、在留期間に応じて、在留状況の良好性等を考慮した優遇措置として一定の減額をするともに、諸外国における同種の手数料の額を勘案して定めるものです。このように、在留許可手数料の額の算定根拠に係る資料については、必要な資料を公表しているものと考えています。
83	在留許可手数料の額の引上げ後において、増収分の使途や内訳を具体的に公表するとともに、納付額、政策効果、利用者負担の均衡等を定期的に検証し、その結果を公表することで、透明性と適切性を確保すべきではないか。	在留許可手数料に係る収入は、一般財源であり、一般財源がどのような施策に充てられるかは、政府全体で検討されるものと認識しています。また、在留許可手数料は、許可を受けた外国人が収入印紙を購入して納付する場合もあることから、出入国在留管理庁では、全ての歳入額は把握しておりません。よって、在留許可手数料の増収分の使途、内訳を具体的に明示することや納付額、政策効果等を検証することは困難と考えますが、可能なものがあれば、公表等を検討してまいりたいと考えています。なお、出入国在留管理庁としては、当事者が負担と受益の関係を実感できるよう、在留許可手数料の引上げによる増収分を活用して、必要な予算の確保に努めてまいります。
84	衆議院及び参議院の附帯決議において、「国内外への十分な周知広報を行う」とあるが、どのような周知広報を行うつもりなのか。	衆議院及び参議院の附帯決議において、「『経済的困難その他特別の理由』により手数料が減額又は免除される場合について、具体的な要件や判断基準を定めたガイドラインを速やかに策定し、周知徹底を図ること」とされているところ、ガイドラインについて、出入国在留管理庁のホームページにおいて多言語で表示する方法や、出入国在留管理庁アカウントのSNSで発信する方法により周知広報するなどして、在留許可手数料の減額又は免除の対象となり得る方々に確実に情報が行き届くよう、積極的な情報発信に努める予定です。また、在留許可手数料の具体的な額については、出入国在留管理庁のホームページでの周知に加え、広報用のポスター・リーフレットを作成し、地方出入国在留管理官署における掲示や配布等により周知広報を実施する予定です。

85	政令案の施行日について、在留外国人に対する周知・準備期間を確保するため、できる限り、令和9年3月31日に近い日とすべきではないか。	出入国在留管理庁としては、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を確実に実施しつつ、更なる強化・拡充を図るためには、可能な限り速やかに在留許可手数料の額を引き上げ、これに要する費用について、在留外国人に相応の負担を求める必要があると考えています。このことに加え、周知・広報の期間を踏まえ、改正入管法及び政令案の施行日を令和8年10月1日としています。
86	政令案の施行日の直前に、在留資格の変更等の申請が殺到することが予想されるが、このような、いわゆる「駆け込み申請」の問題にどのように対応するのか。	在留資格の変更の申請は、在留資格の変更の事由が生じたときに行うことが想定されるものです。在留期間の更新の申請については、当庁ホームページで案内しているとおり、在留期間の満了する概ね3か月前から申請を受け付けることとしていることから、それより前に在留期間の更新の申請を行おうとする者に対しては、原則として、3か月以内に申請するよう案内することとなります。
87	我が国では、永住許可を受けるためには、原則として、我が国に一定期間以上居住する必要があるところ、永住許可を受けようとする外国人に対する累積的な在留許可手数料の負担が重くなることから、そのことを考慮して、在留許可手数料の額をより低い額とするべきではないか。	我が国に在留する外国人の全てが永住許可を受ける意向をもって本邦に在留しているものではないと考えられること、在留資格の変更の許可等を受けた外国人が、在留期間の経過後に、さらに在留資格の変更の許可等を受けることができるかどうかは申請の都度判断され、引き続き我が国に在留できるとは限らないことなどからすれば、御意見の趣旨を踏まえて在留許可手数料の額を算定することは必ずしも適切ではないと考えています。
88	永住制度において日本人配偶者等に対して素行善良要件や独立生計要件を緩和しているにもかかわらず、手数料制度ではその特例を考慮しない理由は何か。	入管法上、永住許可を受ける者については、日本人、永住者若しくは特別永住者の配偶者又は子、第三国定住難民及び難民又は補完的保護対象者の認定を受けている者に限り、在留許可手数料の減額の対象となり得ます。
89	在留許可手数料の額を定めるに当たり、外国人1人当たりの年間の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額を算出する際、除数となる在留外国人数から、永住者と特別永住者を除いているのはなぜか。	永住許可を受ける者は、日本国の利益に合すると認められたものであること等の要件に適合するものであって、永住許可を受ける以前から、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を受けて我が国の社会の中での共生が進んでいると認められるものであり、既に永住許可を受けて本邦に在留する者に対して、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策に係る経費が支出されていると評価することは必ずしも適当ではありません。また、特別永住者は、平和条約国籍離脱者や平和条約国籍離脱者の子孫で、入管特例法により特別の地位を認められた方であって、自らの意思で本邦に在留することとなる者ではありません。そのため、在留許可手数料の額を定めるに当たり、外国人1人当たりの年間の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額を算出する際、除数となる在留外国人数から、永住者と特別永住者を除くこととしたものです。
90	在留許可手数料の額を定めるに当たり、外国人1人当たりの年間の出入国及び在留の公正な管理に要する費用を算出する際、除数となる在留外国人数から、永住者と特別永住者を除いているにもかかわらず、永住許可に係る手数料の額について、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額が2万円であることを前提として算定することは相当ではないのではないか。	永住許可を受けた者は、永住者の在留資格への変更が許可された後は、出入国及び在留の公正な管理に関する施策に係る経費の支出の対象となっているとは評価できないものの、その在留活動及び在留期間についての制限がないほか、在留特別許可を受け得る者となるなど、入管法上、最も優遇された在留資格をもって本邦に在留することができるのであって、最長である5年の在留期間の決定を受ける外国人を上回る恩恵を受け得ると評価できます。そこで、永住許可に係る手数料における1年当たりの応益的要素に係る額については、5年の在留期間の決定を受ける外国人の、1年当たりの応益的要素に係る額を下回るものとするのは妥当ではなく、少なくとも5年の在留期間の決定を受ける外国人の応益的要素に係る額を基準に算定することが妥当であると考えられます。したがって、その額を基準に算定することとしたものです。
91	在留資格認定証明書の申請又は交付の際に、手数料を徴収するべきではないか。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
92	外国人が上陸の許可を受ける段階で、上陸許可に係る手数料を徴収するべきでないか。あるいは、一定の保証金の支払いを義務付けるべきでないか。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
93	台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員及びその家族、並びに駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族に対する在留許可手数料の免除は適切ではなく、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用を相応に負担させるべきである。	台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又はその家族、駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族については、国際礼譲等を踏まえ検討した結果、在留許可手数料の免除の対象者となることが相当であると考えています。